

大東文化学園
教職員組合連合機関紙

桐

TEL・FAX (03) 3935-9505
<http://www.boreas.dti.ne.jp/~daito-un>
E-MAIL:daito-un@boreas.dti.ne.jp

本号の内容

9 月 5 日学長・学務局長協議報告

留学生に対する財政的支援や東松山における試験監督の公平化について

2011 年度春闘第 4 回団体交渉(9 月 6 日)報告

緊急投稿：どうする大東ロースクール

「2011 年度連合夏ハイク」参加記

お知らせ：文化鑑賞費補助のご申請はお済みですか？

お詫びと訂正

9 月 5 日 学長・学務局長協議報告

留学生に対する財政的支援や東松山における試験監督の公平化について

9 月 5 日(月)午後 3 時から、学長および学務局長と、あらかじめ申し入れてあった事項について協議を行った。太田学長、古川学務局長、鏡学務部長の 3 名と、組合正副委員長、書記長を含む組合執行委員計 6 名が参加した。以下、学長・学務局長との協議の中で明らかになったことなどを紹介する。なお、都合により一部割愛した部分があることをお許しいただきたい。

1. 定期試験監督の負担の公平化について

東松山校舎では、夏と冬の定期試験で担当以外の他学部のコマを担当しているが、板橋ではこうした事例はなく、不公平ではないかという声が以前から上げられていた。太田学長から「東松山では全学共通科目があるため、所属学部の方の対応というのは難しいのではないか」という回答があった。それに対し、東松山教務で試験の時間割にあわせて出校者を適宜貼り付けているとすれば、妥当な配分とは言えないのではないかと質した。東松山では大規模な授業が多いこと、設置コマ数が多いことがこうした問題の根底にあることを確認した。また対応策として、試験監督に出てこない教員を減らすことで担当コマを減らすことができるのではないかと問いに対し、「調べてみた上で、どのようなことが可能か回答したい」という太田学長の回答を得た。

2. 留学生に対する財政支援（留学生の学費減免）について

文部科学省からの留学生に対する助成金がカットされたことについて、大東文化学園では今年度についてはこのカット分を補助して、今までどおりの授業料の 30%減免を行っていることを評価しつつ、今後の減免方針について質した。学長は「理念（アジア重視）からいえば留学生を減らそうという選択をしている訳ではない。財政負担が総額 9000 万円程になるので減免率を 30%から 20%に下げることが検討中である。定員枠確保に苦労している小規模校では 30%減免維持が多い。心情的には留学生を支援したいが、財政的な問題もあるので引き続き他大との比較の上で考えたい」という回答があった。

また、既に在学する留学生には授業料の 30%減免という期待があって当然であり、実質的な授業料値上げに相当する減免縮小は避け、在学生（留学生）には今年度同様、30%減免を継続すべきではないかという問いに、「国際交流センターの方から答申が出るので検討してほしい。理想は 30%減免である。」という回答がなされた。

さらに組合は、「一般学生に対する学費減免制度や緊急支援金は留学生には適用できず、実際に困窮している留学生が救済されないことを改善するためにも大学として方針を示すべきである。また、その他の留学生の受け入れに関わる基本的方向性を執行部として明快に打ち出していく必要がある。」と主張した。これに対しては「今後、交換留学生・一般留学生のどちらかに重点を置くのか等、種々の意見を聞いて留学生受け入れのグランドデザインを行いたい。」という学長の回答があった。

これに対し組合から、授業減免制度については、私学振興・共済事業団から減免分の 2 分の 1 の補助が出るようになっており、また被災学生への授業料減免については、その 3 分の 2 が補助されることになっているので、こうした補助金を有効活用しつつ、教職員の一時金削減で得られた原資を充てることで留学生への財政的支援を実現するよう提案した。さらに、昨年度は 5 億近い私学振興・共済事業団からの補助金カットがあったにも関わらず、帰属収支差額で見ると 6 億程度の黒字になっており、大幅に財政負担が増える訳ではないので、是非とも留学生への財政的支援策を検討するよう要請した。

3. 今夏の学園の節電対応について

学務局長から、図書館などの利用時間短縮の案や東松山校舎体育施設の使用時間規定については、所管部署の独自判断で行われてしまったという問題点があり、今後意思決定のプロセスを改善すべきと認識している旨が述べられた。また安全衛生規則に照らして（室温管理などが）充分ではなかったという反省の弁があった。組合からは、労働安全衛生法によれば、総括安全衛生管理者や安全衛生管理者などを置くことになっており、こうした担当者が十分に機能するように統括し、安全衛生規則などに即した運用ができるように留意すること、また、形式的な管理体制だけではなく、実質的に対応できるような体制を早急に作るよう要望した。

4. 非常勤講師に対する健康診断の実施について

非常勤講師に対する健康診断の実施について、いくつかの大学で実施されている例を紹介し、本学でも、学生の健康にもかかわることであり、是非、実施して欲しいと強く要望した。これに対し、学務局長から検討してみたいという回答を得ることができた。

5. 学生支援について

学生支援センターの設立や特別支援を必要とする学生への支援を行う委員会の設置などについて、これまでに活動してきた学生会の中の小委員会との関連及び運営上の問題点について問うたところ、学務局長から「屋上屋を重ねないように配慮している。学生支援センターについては組織上の位置づけ、場所の選定などを行っている。」という回答があった。また、東松山に開設されたライティングカフェについて、「ある程度の実績は得ている。担当者（押川副学長他）は拡張する方向で検討しており、3月まで実施する中で次年度の方針を固めたい」という考えが学務局長から披露された。

6. その他

東日本大震災被災者支援募金の受け付けが9月15日で締め切られるにことについて、なぜ継続しないのかと問うたところ、学長から、技術的な問題で、現在の形態では税金免除などの対象にならないので、学内募金という形態で、免税も受けられるようなものに変更すべく検討中であるという回答を得た。組合から、是非、今後とも広報活動を徹底してほしいと要望したところ、「努力したい」という回答を得た。

(H.N.)

以上、簡単ながらご報告とする。多忙を極める中、協議に真摯に臨んでくださった学長・学務局長に心から感謝申し上げる。とりわけ今回は協議前に事前回答書が寄せられてもおり、議論を具体的に進展させるために努力する大学執行部の姿勢が示された。本学が抱える問題は少なくないが、今後も実りある協議がなされることを期待する。

(書記局)

2011 年度春闘第 4 回団体交渉(9 月 6 日)報告

第 4 回団体交渉の内容を簡単にご報告する。(1)～(10)について、10 月中に団体交渉を開催し、引き続き交渉を行うこととなった。

9 月 6 日午後 6 時 5 分～8 時 35 分

理事会側：理事長・学務局長・総務部長・財務部長・人事課長（ほか人事課員 3 名）

組合連合側：委員長・副委員長・書記長・大学執行委員 4 名・高校執行委員 3 名

(1) 留学生対象の学費減免措置について

連合：留学生への授業料は 30%減免であったものが、政府の補助打ち切りにより来年度から減免額が 20%になるという方針と聞いている。授業料減免措置や震災支援については、支給した額に応じて国から補助が出るうえ、昨年度の一時金削減分の積み残し金もあるので、それらを利用すれば減免額 30%を維持する原資は確保できるはず。今年度までに入学した学生は 30%減免を前提に入学しているはずなので、約束を果たすうえでも少なくとも今年度までの入学者に対しては 30%減免を維持してほしい。

理事会：学長からどのような案がでるかを見て判断したい。建学理念からみれば留学生支援は重要なことと考えている。しかし財務負担を考えると簡単には踏み切れない。

(2) センター試験への対応について

連合：センターからの委託業務なので、通常業務とは区別し、センターから支払われた委託費の中から手当を支給するべきというのが連合の考えである。

理事会：理事長からも精査した数字を出すように言われているので、費用については計算中である。先の団交で連合側から、他大学では 1 万円の手当を出していて委託金から経費と手当を払ってもペイするという発言が出ているが、その「ペイしている」という根拠を示す資料があれば示してほしい。こちらの資料の開示はそれからである。委託業務であるからといって無条件に委託金を分配する考えはない。ただ、センター入試の特殊性を考慮して、委託された金額と経費支出のバランスによっては、配慮の余地はあるかもしれない。

連合：朝食付きの早朝出勤が要請されるセンター試験の業務は、普段の勤務とは全く違う。また、学園ではなくセンターから一切の指示が出ているのだから通常業務とは考え難い。

理事会：学園がセンターの指導のもとに業務命令を出しているのだから通常業務の範囲内と考えられる。ゆえに事務職員に対しては時間外手当を払っている。

連合：センターからの委託費には個々に支払うべき人件費が含まれているのではないかと？

理事会：センターの人件費内容には、監督一人に対していくらという概算はあるが、それ

らを手当として支給すべきということではない。

連合：他大学がいかにかにペイしているのかを示すので、引き続きセンター入試の費用に関する資料の開示を求めたい。

(3) 残業過多状態の解消について

連合：与えられた資料では、残業が管理部（両校舎）、東松山教務事務室、国際関係学部事務室が多くなっているが理由は？地震の影響などがあったのか。

理事会：管理部については、震災の処理もあるが、新人および勤務経験のないものが配属された関係で多くなった。残業が突出している部署については改善策を見つけるために事情を調べていく。時間短縮のノウハウを提供するなども考えている。

連合：板橋校舎の管理課は平均しても数字が高いので原因を調べる必要があるのでは？また東松山教務事務室についても長時間勤務者が多く、平均値も高い。

理事会：人員配置については、日常業務を時間内にこなせるだけの人数を割りふっているはずである。原因を調べたい。

連合：職員の数や学部の数が少ないころのままである。200 名態勢を変える考えはあるか。

理事会：すぐに人員増という考えはない。単に人員を増やしても残業は減らないものだ。

連合：働き方、人員配置などを意識して取り組んでほしい。あるいは、一部の企業のように、強制的に電源を切る等の措置もあり得るのではないかな。

理事会：法定残業を超えている者がいることについては深刻に考えている。電源オフの案も含めて検討したい。

(4) 嘱託・臨時職員の待遇改善について

連合：嘱託・臨時職員の業務の形態は、外から見ると専任職員と見分けがつかないように見える。しかし待遇を考えると休曜日数などで差が大きい。待遇を変えるには、担当業務の違いなどそれなりの根拠があってしかるべき。どのように考えているか。

人事：責任の主体はあくまでも専任職員にある。クレームの対応やミスの責任は専任が負うことになっている。

連合：個々の部署を見ると嘱託だけが担っている部門もあるが。

人事：専門性を生かしてそのような配置になったと聞いており、上位部門が存在するのである。

連合：建前はそのとおりだが、実態はそうのように運営することはできないはず。賃金の問題は別にして、休曜日数などで専任と臨時・嘱託の差を縮めることはできないか。

人事：検討はしてみる。臨時・嘱託の方が専任と同じくらいの熱意でもって働いている事は認識している。

(5) アルバイト職員の待遇改善について

連合：アルバイトへの交通費が部署によって支払われている所とそうでない所がある。

人事：相談室のカウンセラーと法務研究科関連のアルバイトには支払っている。また勤務年限の長い人には雇用時の事情（他に応募者がいなかった等の事）で支払っている。

連合：公平性という点で問題である。1 日の上限を決めて全員に支払う、また自転車の人には一定額を支給するなどの方策はないのか。

理事会：民法上からは交通費支給の義務はないが、検討してみる。

連合：全国入試の際に、近県に派遣された学生アルバイトに交通費が支給されていないという事実があるようだ。

人事：管轄の入試課に問い合わせてみたい。

連合：年収 103 万を超えているアルバイト職員の人数、所属部署の分布等についての現状はどうなっているのか。

人事：現在 103 万円を超えているアルバイト職員は 1 名。時給 900 円にすると約 20 名が 103 万を超える計算となり、多くは学科事務室のアルバイト職員である。

連合：交通費は所得 103 万円限度枠外となるため、問題ない。103 万を超えない範囲で働きたいという希望があるアルバイト職員については、配置の工夫が必要となるだろうが、これまでアルバイト職員の配転はなされているのか。また、アルバイトの採用はどのようになされているのか。

人事：入試業務など短期の契約で働いてもらった人を、他の部署に紹介して引き続き雇用することがあるようだ。

(6) 産休・育児・介護休業に関わる環境整備について

連合：産休・介護休暇が取りやすい環境整備を推進する必要があるが、現在、育児休業制度を利用した男性職員はいるのか？

人事：いまのところゼロ。

連合：これは来年度以降の課題として取り上げる意向である。

(7) 非常勤講師の待遇改善（健康診断実施）について

連合：健やかに教育業務に従事するために、非常勤講師（特に専任校の無い教員）の健康診断の実施が急務である。

人事：こちらで調査した 17 大学に限って言えば、半数以上の大学が非常勤講師の健康診断をしていない。そんな中、多額の費用をかけてまで本学がそれを実施する必要があるのか。

連合：見方を変えれば、半数近くは全教員の健康診断を実施しているということである。理事会は、全学生・教員の健康や衛生に責任を負っている。ぜひ実施をお願いしたい。

(8) 高校の部活指導について

連合：クラブ活動にあたる教員は、多大な時間と労力を割いて指導している。高校側は以前からそのための手当を求めている。

理事会：クラブ活動の指導は、高校教員の通常業務の枠内ではないのか。

連合：教員間の負担の割合を考えても通常業務とは言い難い。

理事会：引き続き検討したい。

(9) 防災対策について

連合：震災対策について、災害時の人員を統括するシステムの構築が不可欠である。災害発生時点で、学長・校長・園長は現場責任者として、対処する必要がある。ゆえに管理部主体の現在の制度では不備であり、早急にシステムを見直すべきだ。また、非常時における高校と大学の連携が今のところ判然としない。備蓄した消耗品がどこにあるのか、どのように使うのかも知られてはいない。

人事：防寒シートなどについては一番学生が多く来る日を想定して 3.11 後に備蓄はしてある。(板橋 4350 枚、松山 5000 枚、信濃町 80 枚、一校 500 枚、幼稚園 50 枚、医専 20 枚) その他にカロリー・メイト等の非常食もある。これらは、大学の防災管理責任者の指示によって支給される。

学務：システム構築に関しては、さらに工夫して現実的な対応をしたい。理事長が直接指示して所属長に態勢整備を促すという方法も考えている。

連合：対策本部の責任者は誰になっているか。

理事会：防災管理責任者（理事長の権限を代行する者）は、板橋は事務局長。東松山は管理部長である。

(10) 情報の開示について

連合：学園規則集をウェブ上で公開してはどうか。

理事会：すでに大東ポータルで開示しているのではないか。

連合：財務諸表等のみならず、規則集を公開することで、開かれた学園のイメージを表すことができる。

理事会：即答はできないが、検討したい。

(Y・B)

ある組合員から緊急投稿が寄せられました。執行委員会見解を改めて本紙で表明する前に、問題提起として掲載します。

(書記局)

緊急投稿：どうする大東ロースクール

先日（9月9日）の報道によれば、大東ロースクールの今年度の司法試験合格者はなんと2名であったという。合格率順位で言えば、76校中68位であり、昨年度の69位と比べれば辛うじて一つ順位を上げた。しかし、同じ新聞報道では、補助金が減額される対象として大宮法科、桐蔭横浜、大東文化、東海、明治学院、関東学院の6校が挙げられている。

来るべきものが来た、との感は否めない。既に本学ロースクールが抱える巨額の財政赤字については、「桐」1009号（2009年7月23日発行）に寄せられた組合員の投稿「一刻の猶予も許されないロースクールの巨額赤字」で指摘されているとおりである。今回の補助金削減により、もし削減分を学園財政で補うとすれば、学園財政の悪化を招くことは必定である。これ以上学部学生の学納金をロースクールに注ぐことは学部教育に関わる者として耐えられない。

ロースクールではこの間、定員を削減して規模を縮小した。しかし、それによって入試状況の質的改善が図られたとは言えない。また、合格率を上げるための努力が試みられたと仄聞するが、その実効性に強い疑問を感じるのは私だけではないだろう。文科省が、司法試験改革をめぐるこの間の事態を踏まえ、ロースクール乱立状況の是正を図る方針に転換してから既に久しい。大学・学園執行部は前年度及び今年度の合格実績を踏まえ、早急にロースクールの閉鎖について明確な方針を示すべきではないか。学園執行部は信濃町校舎から「安価な校舎」への移転を検討しているようだが、それにより校舎賃貸料などの経費削減は期待できるにせよ、低合格率に苦しむ本学ロースクールの抱える問題が抜本的に打開される保障はない。むしろ、信濃町校舎が本学ロースクールのセールス・ポイントとなっていたとすれば、移転はマイナスの効果をもたらす懸念すらある。弥縫策による問題の先送りではもはや許されないと言わなければならない。

この問題について組合員諸氏が声を上げるよう訴えたい。

(K.U)

2011 年 7 月 31 日、恒例の連合夏ハイクを開催しました。大学組合組合員及びそのご家族等 14 名が親睦のひとときを持ちました。さまざまなお手配と当日のご案内をご担当くださいました宮瀧交二執行委員はじめご参加のみなさまに改めてお礼申し上げます。

(書記局)

「2011 年度連合夏ハイク」参加記

かねてより参加してみたいと思っていたもののひとつが、「夏ハイク」だった。これまで、運悪く他の行事と重なってしまい、残念ながら参加することはできなかったが、このたびは実現した。しかも「屋形舟」である。友人からその良さをいやというほど聞かされていて、一度は乗ってみたいと常々考えていたので、「渡りに舟」であった。体験してみて、やはりすばらしかった。また乗船の時間帯も配慮がなされていた。黎明橋の船着場から出航するときにはまだ明るく、周囲の高層マンションが天空を飾り、東京そのものという感じだったが、出航して東京湾に向けて航行しながら皆さんと食事を取りつつ談笑している間にいつの間にか薄暗闇になり、周囲は水上に浮かぶイルミネーションの世界と化して、私たちの目を楽しませてくれるのだった。屋形舟という狭い空間の中の賑わいとその周囲のきらびやかな静寂がなんとも幻想的な雰囲気をつくり出し、私たちに現実世界を一時忘れさせてくれるのであった。やはり「屋形舟」体験はよかった。何度も乗ってみたいと思う。

またそれに先立って、三菱一号館美術館での「ジャポニズムのうつわ」展は、有田焼（伊万里焼）を中心とした日本の磁器が、長い間に亘ってヨーロッパ世界を魅了し続けていったことをあらためて教えてくれた。来年度もまた期待したい。

里見繁美（英米文学科）

お知らせ：文化鑑賞費補助のご申請はお済みですか？

演劇・映画・音楽コンサートなどの鑑賞や書籍・CD 等の購入に対して、1 年間に 4500 円（組合費月額 300 円の組合員は 2000 円）を上限として補助しています。美術館入館料、遊園地等入場料、スポーツ観戦、海外でのご鑑賞も対象です。

9 月 1 日から翌年の年 8 月 31 日までのご使用済みの鑑賞券等の半券、領収書等を組合事務室までお届けください。（年度途中にご加入の方はご加入月より本年 8 月 31 日までの間の鑑賞が対象です。）

- (1) 上限額以上の鑑賞券の場合……その場で 4500 円または 2000 円をお支払いします。
- (2) 上限額未満の鑑賞券の場合……実額をまずお支払いします。そして後日また別の鑑賞をなさった時に上限額から既にお支払いした額を引いた金額をお支払いします。

今年度補助の申請期限は 2011 年 9 月 30 日（金）です。（郵送分は 2011 年 9 月 30 日消印有効です）。書記局閉室中も、ドアの下より室内にご投函いただければ、次の開室日に対応いたします。どうぞお気軽にご利用ください。

(書記局)

お詫びと訂正

前号本紙（2011 年 7 月 20 日発行）見出しに以下の誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

誤：2011 年度春闘第 2 回団体交渉(6 月 28 日)報告

正：2011 年度春闘第 3 回団体交渉(7 月 13 日)報告

誤：一時金、昨年度波（一昨年度から－0.3 ヶ月）で決定。

正：一時金、昨年度並（一昨年度から－0.3 ヶ月）で決定。

（書記局）

＊ 読みやすさと編集効率向上をめざして、前号から本紙の版型をレイアウトを変更しました。

ご意見ご要望をお寄せいただければ幸いです。

＊ 本紙は web 版 <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/union-dbu/index.html> もございます。

併せてご利用くださいますようお願いいたします。